

1. 日 時 平成 25 年 9 月 17 日 (火) 午前 9 時 55 分開会
午後 3 時 14 分閉会

2. 場 所 第 2 委員会室

3. 出席委員 野畑直委員長、松元薫久副委員長、竹原恵美委員、
石澤正彰委員、濱崎國治委員、大田重男委員
鳥飼光明委員、中面幸人委員

4. 事務局職員 議事係 寺地英兼

5. 説明員

・ 税務課	・ 生きがい対策課
川畑 宏之 課 長	堂之下浩子 課 長
藺畑 雄二 係 長	川畑 幸博 課長補佐
大下本 護 係 長	勢屋 伸一 係 長
	猿楽 浩士 係 長
・ 健康増進課	・ 農政課
佐潟 進 課 長	内園 由幸 課 長
牛濱 睦朗 係 長	西園 善信 課長補佐
	猿楽 優介 主 事
・ 水産林務課	・ 都市建設課
早瀬 則浩 課 長	飛松 義行 課 長
馬見塚徹雄 課長補佐	石澤 正志 課長補佐
大石 直樹 係 長	大野 洋一 係 長
	濱崎 久朗 係 長

6. 会議に付した事件

- ・ 議案第 54 号 阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 56 号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 57 号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 58 号 平成 25 年度阿久根市一般会計補正予算 (第 4 号)
- ・ 議案第 59 号 平成 25 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

野畑直委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会します。平成25年9月10日の本会議で当委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）のうち、第1条第2項第1表中、所管に属する歳入歳出及び第3条第3表中、所管に属する事項。平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）ほか条例の制定に関する議案3件、以上5件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程はお手元に配布してありますとおり、本日とあすの2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、本日とあすの2日間といたします。それでは、執行部の出席をお願いします。

（税務課 入室）

野畑直委員長

議案第56号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

川畑宏之税務課長

議案第56号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

東日本大震災の被災者等の負担の軽減の継続等を図るため、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について御説明いたします。東日本大震災により居住用家屋が滅失した敷地に係る譲渡所得があった場合の国民健康保険税の所得割の計算にあたっては、震災当時の所有者本人が所有していた土地等の権利を譲渡した場合の特例を受けられる期間を通常の3年から7年に延長することとされていますが、今回の改正によりその家屋に同居していた相続人が当該敷地を譲渡した場合も同様の特例の対象とするものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

質疑ありませんか。

〔「はい」と発言する者あり〕

なければ、議案第56号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

（税務課 退室）

(生きがい対策課入室)

野畑直委員長

それでは、議案第58号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下浩子生きがい対策課長

それでは、議案第58号平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）生きがい対策課所管の主な内容について、歳出予算から御説明申し上げます。11ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障がい者福祉費、20節扶助費20万円は、軽度・中等度難聴児補聴器助成事業で、本年5月に鹿児島県軽度・中等度難聴児補聴器助成事業が創設されたことに伴い、新規に計上したものであります。本事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童の福祉の増進を図るため補聴器等の購入費について、3分の2を限度に助成するものであります。

次に、3款1項3目老人福祉費、13節委託料151万6千円の増額は、現在、阿久根市社会福祉協議会に委託して実施中の暮らし安心・地域支えあい推進事業について増額しようとするものであります。相互支援の地域づくりを目指して各集落において支えあいマップづくりに取り組んでおりますが、マップづくりに取り組みたいという集落の希望が多くなり、スタッフが不足することから、1名増員するための人件費と事務費を計上いたしました。19節については、健康増進課分であります。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、4節共済費3万6千円、7節賃金24万4千円の減額は、5目保育施設運営費に組みかえるものであります。次のページをお開きください。20節扶助費259万5千円は、母子生活支援施設において保護している者の児童入所施設措置費であり、定員20世帯の施設であります。措置費に係る事務費については、実際に入所している世帯数で割って算定されることになっております。現在の入所世帯数は11世帯のため負担割合が大きくなったことから、不足を生じるため増額しようとするものであります。次に、3款2項5目保育施設運営費は、目全体で1,160万8千円の増額であります。これは、現政権の景気対策の一つで、今年度限りの事業ではあります。保育士の人材確保対策を推進するため、保育士の処遇改善に取り組む私立保育園に対して補助するものであります。本事業にかかる事務費として、児童対策係の臨時職員1名の2か月分の賃金及び共済費を児童福祉総務費から組みかえ、コピー用紙等の需用費に1万円、そして19節負担金補助及び交付金に1,131万8千円を計上いたしました。補助金額については、市内6か所の私立保育園について、国から示された基準額に基づいて計上しておりますが、年度末にそれぞれの実績に応じて精算することになっております。

次に歳入についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金129万7千円は、児童入所施設措置費に係る2分の1の負担金であります。次に、14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金64万8千円は、児童入所施設措置費に係る4分の1の負担金であります。

次に、14款、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、暮らし安心・地域支えあい推進事業費151万6千円は、全額県補助、軽度・中等度難聴児補聴器助成事業費10万円は、2分の1の県補助であります。2節児童福祉費補助金、保育士等処遇改善臨時特例事業費1,160万8千円は、全額県補助であります。以上で説明を終わりますが、御審議の程、よろしくお願いいたします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

歳出のほうで、心身障害者の福祉費、これ初めてスタートしたというふうに聞いたんですけども、運用は、認定というか、認定されていない部分の方を起こしてそこに助成するので、その運用の仕方、その人をピックアップするというやり方はどのようになっていますでしょうか。

堂之下浩子生きがい対策課長

手帳を持っていない方々ですので、私たちのほうも把握しておりませんので、広報とかその他、医療機関を通じて周知をいたしたいというふうに考えております。

竹原恵美委員

次の老人福祉費です。1名増員なんですけれども、その方の仕事のいくらかの全体像とその方にしていただきたいという部分の仕事でどのようにやっているんでしょう。

堂之下浩子生きがい対策課長

今度、雇い上げる方についてということでございますか。

竹原恵美委員

その方にどんな仕事を求めているか。

堂之下浩子生きがい対策課長

支え合いマップづくりにつきましては、今1名のコーディネーターを置きまして、地域の方に集まっていたいて、いろんな話をまとめていく作業をしております。その中には書記もいますし、実際にマップをつくりながら、線を書きながら、メモをしながらということで実際やっております。今回、一人増員する方につきましては、実際マップづくりのインストラクターの資格を持った方を雇い上げをしようと考えておりますので、今、社会福祉協議会のほうもそういった養成講座に何人か参加させておりますけど、そういった形でいろんな場所に同時にしかけて行ける体制づくりができるというふうに考えております。

竹原恵美委員

次なんですけれども、ページ12ページなんですけど、先ほど民生費の中の20節で児童入所の中で20人分が11世帯になった。それで負担割合が大きくなったのという説明だったんですが、ちょっと中身が20人分設定して11人になると負担割合が大きいの、また増額ていうところの内容の意味を教えてください。

堂之下浩子生きがい対策課長

福祉施設につきましては、20世帯定員ということになっております。その全体に係る経費につきましては、そこに入所している世帯割で入所させている市町村の負担するということになっておりますので、実際、20世帯分のところが11世帯しか入っていないということで、その分、全体は変わりませんので、それを11で割ればその分負担額が大きくなるということになっております。

竹原恵美委員

それでは、個人負担の上限というのがあって、そこを超えると補助をするというのが今回のプラスなのか、どこに対して、誰に対しての出費になるのですか。

堂之下浩子生きがい対策課長

この施設の運営費に対して各市町村が負担をする形になっております。

竹原恵美委員

個人負担の上限というのが決まっているから、だから11人に完全に配分してしまえば、

それはそれで個人負担が多い状態で支払いはされるんだけど、例えばですよ、上限を決めて、その上の部分、それを越えた部分は個人負担を求めずに市が支払いましょうとか、そういうところの金額差なんですか。

猿楽浩士児童対策係長

今、課長が申しましたとおり、施設に払うこれは負担金ですので、実は個人の入っている方に対しても負担金はいただいておりますが、その方には負担の増というのはございません。一律で毎月千円いただいているというところでございます。で、個人に係るものはないと。以上です。

野畑直委員長

よろしいですか。

[竹原恵美委員「はい」と発言]

ほかにありませんか。

中面幸人委員

先ほどの竹原委員から説明を求められた件になりますけど、3款1項3目の13節ですね、暮らし安全地域支え合い推進事業の件でございますが、このマップづくりについてももう少し詳しく内容を説明していただけますか。

堂之下浩子生きがい対策課長

支え合いマップというのはですね、単に要援護者等にしるしを付けていくだけではなくて、住民同士の日常生活における関わり合いや、地域の社会資源についていろんな地域の方々のお話を聞きながら掘り起こしていきまして、マップの上に落としこんでそれを可視化していくものでございます。地域住民に地域の実情や課題を改めて考えて、また見つめなおしていただく機会となっております。今、参加された方々の感想というかそれもここに寄せられておりますけれども、やはり、知っているつもりだったけれども知らなかったとか、この地域にこんなに一人暮らしが多いというのがわかったとか、また、空き家が多いのもわかったとかそういった意見も出てきております。今後はこれを基に災害時のマップとも重ねて合わせていって、地域にとっていいものにしていきたいということで考えております。

中面幸人委員

これから高齢化社会が進む中でですね、大変いい事業だなと私は思っておりますけれども、これは今、阿久根に77の区がありますけれども、今現在でどれくらいの区が、これは区単位でやっていくのか、その辺あたりと、区単位でやってといえどどれくらいの区が取り組んでいるのか教えてください。

堂之下浩子生きがい対策課長

昨年度2地区終わりましたので、今年度済んだところが8箇所です。作成中であるところが3箇所。また、今後10月から始めたいというところが5箇所ということになっております。私たちとしては、小さな区から取り組んでいこうと思っていたんですけど、潟とか波留とか大きなところも今取り組んでいただいておりますので、かなり進捗していると考えております。

中面幸人委員

この辺あたりのですね、例えば、集落ですよ、こういう取り組みしてみませんかとか、大変いいことだと思うので、早めですよ、やっぱりするほうが私はいいと思うんですけども、この辺の例えば、各集落へのですよ、取り組みについてやりませんかというのは、どういう形でされてますか。

堂之下浩子生きがい対策課長

6月7日にですね、区長さん、民生委員さん、在宅福祉アドバイザーさん、市内のほとんどの方が来ていただきまして、200人以上集まりました。研修会を実施いたしまして支え合いマップとはどういうものかというのを県の社協の方に講師になっていただいて、実際のマップづくりの様子を見ていただきながら理解していただいて、その中で手を上げていただいた区が今作成中のところでございます。今後もそういった形でまた研修会を開いていく予定でありますので、そういった中でまた今度12月で民生委員さんもかわりますので、新たにまたそういった研修を開きながら周知を図っていきたいというふうに考えております。

中面幸人委員

もし、できたらですよ、この辺の内容の取り組むそういう内容の要項みたいなやつと、例えば現在、取り組んでいるところを紹介されましたけど、この自分たちの区では、どうしているのかというのも議員としてなかなか把握できてないんですけど、その辺あたりの今こういう区が取り組んでいますよというのは、出してもらえないんですかね。

堂之下浩子生きがい対策課長

それは出せます。どこの区が取り組んでいるということは大丈夫です。

中面幸人委員

ぜひ議員としてもですね、すごくいいことだと思いますので、区長さんとか、地区の民生委員たちにですね、なかなか1回では講習が分かりにくい面もあると思いますので、議員からこういうふうをお願いしたりとかというのは、私は大事だと思うので、よかったらもしそういう要項と取り組んでいるのを出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

野畑直委員長

資料の提出をよろしくお願いします。ほかにありませんか。

大田重男委員

3款2項5目のですね、19節、保育士等処遇改善臨時特例事業なんですよ。12ページですね。これは6箇所の私立保育園ということなんですけど、その中で非常勤職員いますよね、その方たちにもやっぱり該当するんですか。

堂之下浩子生きがい対策課長

今回は、役員を除く全ての職員が対象となっておりますので、各保育園で誰に幾らあげるんだという事業計画を出していただくようになっておりますので、その中で各保育園の考えによると思いますけれども、一応対象にはなっております。

大田重男委員

お金をもらうことはいいんですけど、一過性のものなんですよ、だからこういったものは長期に、保育士等の処遇改善というのをですね、長期的に考えたほうが、どういった効果があるのかなと自分では思ったんですけど。だから、経営者にとっては、難儀なものをもらったんじゃないかなと私は思っているんです。課長としては、効果ですね、この政策の効果をどのように思ってもらえるか聞きたいんですけど。

堂之下浩子生きがい対策課長

一過性ということで、やはり取り組む保育園があるのかなと最初は考えたところでしたが、どこの保育園も取り組みたいという意志を示していらっしゃいますし、また、今回につきましては職員にもきちんと説明して、あなたには幾らあげますよということを説明してこういう事業に取り組んでいただくということになっておりますので、手当として多分出されることが多くなると思いますけど、少しでも処遇改善の効果があるのではないかというふうに考えております。

[大田重男委員「わかりました」と発言]

野畑直委員長

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

先ほどのマップの話なんですけれども、例えば、照会を皆さんにどんどん進めてくださいといった場合に、こちらとしては、今の現状として順番立てて講習を受けたメンバーもいないので、順番立てて処理をしていくことになろうと思うんですけど、すでに結構注文というか、したいという方が多くて時期的配分をお願いしている現状がありますか。

堂之下浩子生きがい対策課長

実際に社会福祉協議会に委託しておりますので、日程調整はそれぞれ職員の動ける時間とありますので、日程調整しているんだというふうに考えております。

竹原恵美委員

さすがに今18区すでにこれからやろうと今年度という予定は、18区になっているので、そこに77区、残りがたくさんある中で御照会をしてぎりぎり待たれるという状態よりも内容的には御存じでしていただいた中で上手に配分して時期をしていただくのがよいのかなと思ったので、マップをいただいた中でどのように、例えば、照会、時期を待ってくださいというようななんか、こちらは今マップもらって、まだですねっていうことは言える。けれども、その中でそこからそのときに注意いただきたいという言いかたのものはあります。どーんと皆さんがすぐにでもやりたいというわけにはいかないと思ったので、そこになにか気をつかう部分、言葉がけとしてはなにか要望がありませんか。

堂之下浩子生きがい対策課長

そこは日程調整させていただきながらということで、また地区の皆さんのやる気を削がない形でしていかなきゃいけないというふうに考えておりますし、また社協だけでは無理なときは、私たちのほうも出かけていきたいというふうに考えておりますので、そこは調整をしながら、今まで多分、平日だけでやっていたと思うんですけども、やはり、夜がいいと言われれば、夜の時間帯も設定する必要があるかなというふうには考えております。また小さな区だと集りやすく、何回もしないうちにまとまるとい場合もございますし、そこはまた、だんだん社協のほうもやり方が慣れてきたような気がしますので、そこはうまくできるのかなというふうに考えております。

野畑直委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第58号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課 退室)

野畑直委員長

次の59号について生きがい対策課が関係あるんですよね、ちょっと残っていただきますので。

〔堂之下浩子生きがい対策課長「私と勢屋係長が残ります」と発言する者あり〕

(健康増進課 入室)

野畑直委員長

次に、議案第59号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

議案第59号、平成25年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。歳出から御説明いたします。補正予算書の8ページをごらんください。第5款地域支援事業費、2項5目任意事業費の補正額252万6千円は、高齢者紙おむつ等支給事業の事業費の不足見込額であり、これまで規定の紙オムツを必要とされる方々に個別に配布していましたが、実施方法を今年度からチケット方式とし、利用限度額もふやしたため、予算が不足する見込となったため252万6千円増額補正するものであります。当初は、紙オムツを購入し配布する予定で計上していた11節需用費を減額し、19節負担金補助及び交付金を376万6千円増額補正し、総額で713万4千円にしようとするものであります。

次に、第8款1項2目償還金の補正額16万3千円は、社会保険診療報酬支払基金に係る平成24年度分の地域支援事業費の精算返納金であり、過大交付されました16万2千5百60円を返納しようとするものです。次に、歳入は7ページです。第8款繰越金1項1目繰越金の補正額268万9千円は、高齢者紙おむつ等支給事業と社会保険診療報酬支払基金への精算返納金の財源として充当しようとするものです。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、介護保険係長及び生きがい対策課長、高齢者対策係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

任意事業費なんですが、紙おむつの支給方法が変わったというところで、メリットとデメリットを教えてください。

堂之下浩子生きがい対策課長

紙おむつの支給につきましては、これまで現物で4種類の紙おむつで必要な方にそれぞれ支給をしていたわけなんですけど、デメリットと言いますと、それぞれに合った紙おむつがなかなか配布できないと、その人の希望に応じた、最初に調査した段階であなたにはこのおむつをとということで決めるわけなんですけども、なかなかそういう人にあったものでなかったというのがデメリットかなというふうに思っております。今回、要項を変えまして利用券方式ということで、その方にあったものを購入いただけるということになりました。利用券方式にしてデメリットというか、やはり今までは自宅まで配達していたのが自分たちで買いに行かなければならないということが一つはデメリットかなというふうに考えております。ただ今回、利用できるお店が11店舗ありますけれども、その中で約半数のところは配達もしてくれるということでですね、そういうところを選んでいただけるというふうに考えております。

竹原恵美委員

今回の増額なんですけど、利用料がふえたことで上がっただけなのか、手続き上で予算がふえる必要がある部分が出たのか教えてください。

堂之下浩子生きがい対策課長

これまでは紙おむつを1年間分ということで、入札をして安く購入していたということがございます。それは個人の店舗で今回購入するということですので、一人年額4万8千円ということで利用券を配布することにいたしました。これまでですと、大体3万円から4万円

の範囲だったというふうに考えておりますが、一人当たりの利用金額がその分おむつ代として上がってきたというふうに考えております。それと、今回、制度改正にあたりまして周知活動を行いました。特にケアマネージャーさんたちを通じて広く、こんなふうにご利用できるようになったということで周知が行き届いた結果、申込みも増えたというふうに考えております。

野畑直委員長

竹原委員、みんなに聞こえるようにしないと、あなたと執行部との話ではないですから。みんなに聞こえるように大きな声でお願いします。

〔竹原恵美委員「はい」と発言〕

竹原恵美委員

先ほどの以前は3万から4万と言われた部分なんですけど、要は入札をしないから実態単価が上がってしまった。一人当たりの額が上がった部分があるんですか。それは幾らでしょうか。見込み幾らになるんでしょうか。

堂之下浩子生きがい対策課長

おむつにいろいろ種類がありますので、幾らになったというふうに私ども一概に言えませんが、やはり入札した単価よりは一般の店舗で買う部分については、その価格でするので少し上がってるんだというふうに考えております。

竹原恵美委員

そのチケットの書き方というか内容が分かって内部が私の質問の基礎ではあるんですけど、おむつの枚数を上限しているチケットを配布しているのか、もしも、それが金額であったならば、御本人さんが買える金額、マックスが決まってしまうので増額ということにはならなかったらと思うのですが、チケット配布、その御本人の購入できる範疇というのはどういう設定になってるんですか。

堂之下浩子生きがい対策課長

4月に申請された方については、1年間分4万8千円分の利用券という形で交付をしております。月当たりに分けますと月額4千円程度、4千円まで、4枚までということになります。月の途中から申請された方には、その月の分を引いてお渡ししておりますので、一月当たり4千円ということで考えていただければいいと思います。その分の利用券ですので、それをもって買い物をしていただくと。自分に合ったおむつを買い物していただくということになります。

竹原恵美委員

それだったら、一人当たりの額が以前が3万から4万で言われたのが、一人当たりの購入に係る経費が増えるわけではないんですよね。先ほど一人当たりが購入額がふえるというふうに私、説明の理解をしたんですけども、そこがふえるわけでは、今回の増額に関わる、一人が購入するときの買える料金というのが上がるわけではないんですよね。

野畑直委員長

竹原委員、この4千円という額について、そのまま全部使いなさいとか、そうでなくて、前は支給していたけども、4千円の範囲内までは大丈夫ですよということだから、実際これが変更になったばかりだから、これはやってみないとわからないというところじゃないんですか。課長。

休憩に入ります。

(休憩 10:32 ～ 10:36)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

鳥飼光明委員

参考までに教えていただきたい。非常に課長の説明では、ふえる傾向にあるという説明だったのですが、今現在何人ぐらいいるんですか。該当者が。それと２４年度とどのくらい比較して多くなったのか参考に教えてください。

堂之下浩子生きがい対策課長

平成２４年度につきましては、月に増減はありますけども、３月の数字のとしては１１７名でした。実人数がですね。現在、交付された方が２０９名でございました。

〔鳥飼光明委員「ありがとうございました」と発言〕

野畑直委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第５９号、平成２５年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第１号）の事項について、審査を一時中止いたします。

（生きがい対策課 退室）

野畑直委員長

次に、議案第５８号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

議案第５８号、平成２５年度阿久根市一般会計補正予算第４号のうち、健康増進課所管の事項について御説明いたします。歳出から申し上げます。予算書の１１ページをお開きください。第３款民生費１項３目老人福祉費１９節負担金補助及び交付金の１億１，６００万円は、県の介護基盤の緊急整備特別対策事業を活用して、小規模特別養護老人ホームを１か所整備するための補助金を計上したものです。小規模特別養護老人ホームとは、定員２９名以下の特別養護老人ホームであり、特別養護老人ホームは、現在市内に１ヶ所と開設準備中の小規模特養が１ヶ所の合計２ヶ所ありますが、入所待機者の早期解消のため、昨年度に引き続き新たに施設を整備しようとするものです。施設の整備に関しては、予算の議決後、公募を行い事業者の選定を行うこととしています。なお、補助額は、１床当たり４００万円が補助基準額であり、２９床で１億１，６００万円を計上しました。なお、市の上乗せ補助はありません。

次に歳入について御説明いたします。９ページをお開きください。第１４款県支出金２項２目民生費県補助金１節社会福祉費補助金の１億１，６００万円は、歳出で御説明いたしました、介護基盤の緊急整備特別対策事業１億１，６００万円の同額であります。以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

先ほどの説明の中で、なおという後ろが聞き取れなかったのですが、もう１回。１１ページの説明で、なお、なにになていう、一番最後の文章があるのですが、なんていわれました。

佐潟進健康増進課長

なお、市の上乗せ補助はありませんということであります。

中面幸人委員

これは予算が通れば公募と言われましたけども、実際もうかかってらっしゃるところじゃ・・・。実際、どこがやるとか決まってないのですか。公募と言われたけど。

佐潟進健康増進課長

公募いたしますので、事業者の方々には今から周知する形になろうかと思います。ただ、新聞等で補正予算の内容がでてましたので、興味のある事業者の方は、それを知っているのかもしれませんが。事業者については、まだ全然決定とかということではございません。以上です。

中面幸人委員

大体、今回29床、1施設ですけども、予測されるのは、何業者ぐらいかわからないですか。

佐潟進健康増進課長

まだ公募していませんので、全然私たちのほうとしてはわかりません。

[中面幸人委員「了解」と発言]

松元薫久委員

地域的な計画に基づいて、今回は南部地区とか市街地とかというのは考えてらっしゃるのですか。

佐潟進健康増進課長

昨年度、24年度事業で北部地区に建設決定いたしましたけれども、今回新たに公募要領を定めて公募いたしますけれども、実際、整備されていない南部が一番最優先。あと中央部についても対象者の方々がおおごさいますので、今回は南部と中央となるのかもしれませんが、実際、公募要領については、今後、議決後、市長決裁を経て決定していくものでございます。以上です。

松元薫久委員

地域的なものに関しては、今の説明でわかったんですけど、要領に関してですね、以前、一般質問の中で審査の中身については、一切公表しないというふうな一文が入っていたためにですね、なかなか個人的な調査が進まなかったんですけど、今回どういうふうに変更されたんですか。

佐潟進健康増進課長

その後、私たちのほうとしまして中身について検討いたしました。その結果、結論ではございませんけれども、公開できる資料と公開できない資料それぞれあります。法人に関する財務的な部分であるとか、指摘されていることであるとか、そういった部分、吟味しまして今後要領を作成し、応募があった事業者の方々には了解をもらった上で応募していただくということを予定しています。以上です。

[松元薫久委員「了解」と発言]

野畑直委員長

もちろん今、全国的にですね、46万人ぐらいの待機者がいるというふうな話もききますけど、阿久根の場合、どれくらいいらっしゃるって、行政としてはですよ、待機者がいっぱいいるんだっただですよ、例えば、そういうふうな早急に、なんですかね、応募というか、促すというかですね、そういうのをするべきだと思うんですけど、こういうのはすぐ、ある程度応募者がいるなというときには、県なんかには申請して、例えば、すぐこう予算が付くと

か、そういうふうになるわけですかね。その辺あたりは。

佐潟進健康増進課長

現在、桜ヶ丘荘さんのところの待機が7月末調査で128名いらっしゃいます。今回、開設準備中ということで申し上げましたけども、満青さんのほうが10月1日開所します。そのところにどれだけ待機者の方々が応募されるか、施設に入所する手続きについては、各それぞれ個人の方々の裁量によりますので、行政のほうから「どうぞ行ってください」とか、また、以前のように措置制度でこちらの施設に、はい、何人。というわけにはいきませんので、とにかく待機者を解消するということが大きな目的でありますので、私たちとしては、なるべく待機者が減る方向でやっていきたいというふうに思っています。それと、県のほうでの補助が付くかということなんですけども、実際、特別対策事業ということで時限的な補助制度であります。ですから、毎年国会で議論されて県のほうに基金の造成されてた部分が延長されることになりましたが、県のほうが国会の審議を経た上で26年度も引き続きなるのか、ならないのか、そこら辺は国会次第です。ただ、元来、福祉の補助制度のほうが本来の制度がありますので、今回の特別対策事業が仮になくなったとしても本来の補助制度のほうで県は各自治体に照会しながら審査していく形になるかと思います。以上です。

中面幸人委員

これは、例えば、桜ヶ丘荘ありますよね。例えば、こういう同じ施設が、これは小規模多機能29名ということでございますけども、同じ桜ヶ丘荘で例えば、128名の待機者がいらっしゃいますよね。こいじゃ、増床というのはできないのですか。

佐潟進健康増進課長

増床については、以前、県のほうから20年ぐらい前だったかと思うのですが、そのころは出水地域の中で何床という決定をしてましたので、増床の要望を出したんですが、県としての出水地域の調整ということで蹴られた経緯があるようです。ただ、御存じのように桜ヶ丘荘さんも2階建てになってまして、裏側のほうなんかも崖というかなってます。なかなか増床というのは難しい現実があるようなこともお聞きしてます。以上です。

野畑直委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ほかに質疑がなければ、議案第58号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(健康増進課 退室)

休憩に入ります。

(休憩 10:49 ～ 10:59)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。次に、議案第54号、阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園由幸農政課長

それでは、説明に入ります前に本日大変申し訳ありませんが、山平補佐が病気休暇を取得

中でございますので、議案に関係あります畜産担当の猿楽主事を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。去る9月10日、産業厚生委員会に付託となりました、議案第54号、阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明致します。鹿児島県家畜導入事業実施要領及び鹿児島県家畜導入実施基準の改正に伴いまして、取扱い基準を別に定めることとして条例の整備を行うとともに、基金の額を改めるために条例の一部を改正しようとするものでございます。それでは主な改正内容について御説明いたします。

第1条は、貸付対象を60歳以上の畜産農家に限定していたものでございますが、これを削除いたしまして、広く畜産を営む農家へ拡大するものでございます。第2条は、基金の額を2,008万6千円から2,026万円に改めるものであります。第5条から第14条までは、貸付要件や飼養管理等について規定したものでございますが、これを削除し実施要領で別に定めることとするものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

石澤正彰委員

この間の議会のときに、もう1回確認なんですが、1頭50万円、2頭まででよかったんですね。

内園由幸農政課長

今ございましたとおり、1頭の限度額が50万円で、これを2頭までとするという規定になっております。

石澤正彰委員

ありがとうございます。

野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

鳥飼光明委員

今、肉用牛ですね、事情はよくわかりませんが、市内に何戸で何頭ぐらいおるんですか。

内園由幸農政課長

市内の肉用牛の飼育形態の農家別戸数というので、現在、25年2月1日現在の数値であります。一貫経営、生産と肥育を足した農家数が14戸です。生産が18戸、肥育が23戸、合計で55戸という状況であります。あと頭数につきましては、現在、借り入れております、この制度を利用されているのが19頭という状況でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

鳥飼光明委員

借り受けたではなくて、私が言いたいのは、何頭全体で阿久根市内でしているのか、それを聞きたかった。それともう一つは一つの農家で最高何頭ぐらいかっているのか。その2点教えてくれんな。

内園由幸農政課長

飼養等数につきましては、3,945頭ということでございます。このうち最高につきましては、1戸あたり590頭飼養されているとこととでございます。

鳥飼光明委員

このあれは県の条例ということですが、第2条のですね、第1項中、2,008万6千円

が2,026万円ということですが、私の考えでは、2,000万でもいいのではと思うのですが、こういう端数が出たというのは何かあるんですか意味が。

内園由幸農政課長

この基金の額を定めておりますのが、毎年度の年度末の期末残高を条例上、基金の額として定めていた経緯がありまして、その額を今回条令改正に伴い25年3月末の金額に改めようとするものでございます。

〔鳥飼光明委員「了解」と発言〕

野畑直委員長

他に質疑はありませんか。

松元薫久委員

本会議の中ではですね、高齢の農家が2、3戸のみ利用している制度で年齢制限をなくして、しかも基金の回転がちょっと悪いと、執行率28.3パーセントと言われてましたけど、先ほど雑談の中で話題になったことをお伺いしたいんですけど、年齢制限をなくしてですね、この基金で足りなくなるというような自体も想定されるんですかね。

内園由幸農政課長

今、御指摘のあった部分につきましては、御指摘どおり28.3パーセントという執行率が現在のところの状況です。ですので、当面の間は懸念されるような状況には至らないのかなというふうに考えておりますが、本会議場で御質疑があったとおり、万が一、仮の想定で答弁させていただいて、そういう状況になったときは、本会議場でも答弁させていただきましたが、市長並びに議会の皆様方の御理解をいただきながら、前向きな検討をしていきたいと。現段階では、今のところ大丈夫かなということで想定しているところでございます。

〔松元薫久委員「了解」と発言〕

野畑直委員長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第54号、阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第58号中、農政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

内園由幸農政課長

それでは、説明させていただきます。去る9月10日、産業厚生委員会に付託となりました、議案第58号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）のうち、農政課所管について御説明いたします。補正予算書の12ページをお開きください。6款農林水産業費1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の248万6千円の増額につきましては、鳥獣被害対策実践事業を活用し、鳥獣害対策として防護柵等の設置を集落単位で設置しようとするものであります。当初は、請負施行で事業を実施する予算措置をしていたものでございますが、直接施工で事業実施することで地域との合意形成が整いましたことから、受益者負担を要しなくなったものであります。これによりまして、受益者負担相当分を全額、国費分として増額補正するものであります。次に4目畜産業費、19節負担金補助及び交付金の3万8千円の増額補正につきましては、口蹄疫等、家畜伝染病予防対策として県の地域ぐるみ防疫・衛生意識高揚対策事業を活用し、動力噴霧器を購入するものであります。当初、集団的な消毒実施に係る費用は予算計上していなかったものでございますが、当該費用については消毒作業において不可欠であることから、事業実施計画承認申請時に追加申請してい

たものでございまして、平成25年7月8日付けで通知のありました事業実施計画承認通知で承認を受けたため、今回、増額補正するものであります。

次に5目農地費、8節報償費の2万4千円は、中山間地域総合整備事業阿久根北部地区の事業実施計画の中で、一部の事業におきまして計画に変更が生じたことから、農業農村整備事業環境情報協議会の開催を要することになったものでございます。このほか既に事業が完了していた、ため池整備事業及び次年度以降実施予定であります土砂崩壊防止事業の桐野上地区についても当該協議会の開催が必要であることから、当該委員の出席謝金について所要の措置を講ずるものであります。次に9節旅費の4千円と12節役務費5万円のうち2万円、さらに19節負担金補助及び交付金の1,484万4千円のうち、1,230万円につきましては、県営農地整備事業を活用いたしまして、園田内田線、赤瀬川本線、牧内桑原城線のうち旧農道部分の機能回復のための路面補修及び橋梁補強の整備を実施するものであります。なお、本事業の実施に伴います事業費の負担割合は、国が50パーセント、県が29.5パーセント、残りの20.5パーセントを市が負担するものであります。次に11節需用費の5万円、12節役務費5万円のうち3万円、18節備品購入費の1,500万円、19節負担金補助及び交付金1,484万4千円のうち、207万1千円につきましては、国庫補助事業であります過疎集落等自立再生対策事業を活用いたしまして、折多の活性化施設の整備をはじめ、折多地区の地域活性化のための事業を実施しようとするものであります。本事業は、昨年度末に御提案させていただきました過疎集落等自立再生緊急対策事業が不採択となったことから、その後、これにかわる事業を探索する中で、県のアドバイスをいただきながら過疎集落等自立再生対策事業を県経由で国へ採択申請していたものでございますが、7月19日付けで国から交付金決定通知を受けましたので、当該事業に係る経費を予算計上させていただいたものでございます。次に15節工事請負費の1,372万4千円のうち、1,297万8千円は、中山間地域総合整備事業で折口地区の集落道路の新設工事を行なうものでございます。通常、中山間整備事業は、県営事業として施行しておりますことから、県に対して負担金を支払っているものでございますが、折口地内の集落道路につきましては、通常の農道整備に係る幅員より1.5メートル広い6メートルで工事施行することにいたしましたため、超過している幅員の1.5メートル相当分の事業につきましては、市が施行することで県との協議が整ったところでございまして、その工事費を予算計上させていただいたものでございます。同工事費のうち残りの74万6千円につきましては、市が管理する農道牛之浜2号線について、牛之浜地区から農道の横断側溝のふたが破損しており、通行に支障をきたしていることから早急に改善をして欲しいという旨、要望書が提出されましたので、現地調査を実施したところ側溝のふた受け部分が破損しておりまして、ふたが落ちる状態でありましたことから早急に補修を行い、通行の安全を確保するために排水処理改善のための横断側溝補充工事に係る費用を予算計上したものであります。次に18節備品購入費の1,500万円につきましては、中山間総合整備事業で整備いたします折多の活性化施設に対する備品の購入費用であります。

次に予算書の13ページをごらんください。19節負担金補助及び交付金のうち給水負担金47万3千円は、折多の活性化施設の建設工事に並行いたしまして水道管の敷設工事を実施するものでございまして、これに伴う給水負担金を計上したものでございます。次の県営農地整備事業の1,230万につきましては、園田内田線、赤瀬川本線、牧内桑原城線のうち、旧農道部分について農地整備事業を導入し機能回復のための路面補修をはじめ、橋梁補強の整備を実施するものでございますが、平成25年8月2日付けで県から事業施工同意を受けたため、同事業施行に伴います阿久根市負担金相当分を予算計上したものでございます。

次の過疎集落等自立再生対策事業の2, 007万1千円につきましては、過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応いたしますため、住民団体、その他組織及び市町村による総合的な取り組みを国が支援することにより、過疎集落等の維持及び活性化を図ることを目的といたしました事業であります。本年、3月議会で先ほども紹介させていただきましたとおり、国の国庫事業が不採択となった事業にかわりまして、過疎集落等自立再生対策事業を国へ申請していたものでございますが、この交付金決定の通知を受けまして、当該事業分に係る事業経費を予算計上した上で、折多地区活性化施設建設委員会に対しまして当該補助金相当分を交付しようとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。9ページをお開きください。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金302万4千円のうち298万6千円は、鳥獣被害対策実践事業の事業実施によります国庫補助金を県経由で受け入れるものでございます。本事業は、国で言いますところの鳥獣被害防止総合対策交付金のことでございまして、鳥獣等から農作物を守るために地域ぐるみで設置された防護柵等の費用に対する国の補助金の受け入れであります。今回の補正につきましては、地域との合意形成が整わなかったときのために受益者負担を想定した予算計上をしておりましたが、地域が直接施行で実施するというので合意をいただきましたので、受益者負担相当額を国庫補助として予算組みかえを行い、同額を増額補正するものであります。次に記載にあります地域ぐるみ防疫衛生意識高揚対策事業費3万8千円を増額補正につきましては、口蹄疫等、家畜伝染病予防対策として地域ぐるみで防疫衛生意識高揚対策を実施した市町村に対しまして、県から交付される補助金のことでございまして、当初予算では、集団的な消毒実施に係る費用は予算計上していなかったものでございますが、当該費用について県から事業実施計画承認を受けましたので、今回、増額補正するものでございます。

次に、10ページをお開きください。3項県委託金5目農林水産業費委託金、1節農業費委託金10万8千円につきましては、平成24年度に從來、県が取り扱っていました土地改良区の設立、合併、解散に関する事務につきまして、権限移譲を受けることになりましたことから、これに伴います平成25年度鹿児島県市町村権限移譲交付金を受け入れるものでございます。次に、同ページ内にあります20款市債1項5目、1節農業債の2, 200万円うち、県営中山間地域総合整備事業債の970万円は、中山間総合整備事業で施行いたします折口地域内の集落道路の新設工事のうち、市単独部分の工事費に対する財源債の充当であります。また、次の県営農地整備事業債の1, 230万円につきましては、県営農地整備事業阿久根第2地区の事業実施に伴います市負担金に対する財源充当債でございます。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

12ページですね、6款1項3目の19節、鳥獣被害対策実践事業、補助金のことでございますけど、今25年度は3地区をモデル地区として実施に向けておりますよね、3地区以外のところもまだいっぱいあると思うんですけど、3地区を終わらんことには次の地区にはいけないんですか。

内園由幸農政課長

今御指摘のあった県につきましては、御意見のとおりまず3地区をモデル地区ということで実施を計画しておりまして、この3地区も全体計画でいったら今年度でまだ終わらないような計画がございますので、とりわけまずはモデル地区を完全に計画どおり完了した後に次

の地域に入っていきたいと思うんですが、国の予算、県の予算枠との関連もございまして、予算枠があったら、今年度申請、夏は7月ぐらいまで申請したら翌年度ということで1年遅れにはなっていますが、要望等は承って事前の協議をさせていただきながら次の対応に備えていきたいと思っていますところなんです。

中面幸人委員

当時、私たちなんかが武雄とか唐津とか勉強にいきましたけど、相当数延長的にはですね、しておりますけど、当時、阿久根市においてもですよ3地区以外に大変な部分があるんですよ、だから、この辺あとあたりを国の枠とか県の枠とかいうのが今後全国的にやっぱい広がっていくと思うんですよ、だから、ある程度私たちもうちょっと前のあれで言いましたけど、早くですね、やっぱり阿久根市全体ですよ、こういう被害を受けているところの調査をやってそういう取り組みたいという地区をやっぱり全体的に把握した中で計画的にこうしていかないと、3地区を待ってからでなければ何年後になるかなという気もしますし、そういうのを大まかにですね、どれくらいの期間内に取り組んでいくというのは大事だと思いますので、阿久根市全体のそういう地区を把握するのも大事だと思いますので、その辺を押し進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

内園由幸農政課長

おっしゃるとおりの部分もあります。ただモデル地区を最優先にしているのは、中面委員も御承知のことだと思うんですが、先ほどの補正予算でも提案させていただいた部分で受益者負担分を想定してた分を今回地域が直接施工していただけるということで、国庫補助に切りかえましたという内容の説明をさせていただいたんですが、今回。当初は、モデル地区であつてもなかなか自分たちでやるというのにちょっとそういう意向をなかなかもっていただけなかったという部分がありまして、モデル地区でぜひ自分たちで資材費をこちらのほう提供したら労力は地域でしていただいたら、国庫補助100パーセントで賄いますよということをして市内のそういう集落に定着できたらなという思いもあって、モデル地区をとということで先行さしてもらいたいということもあります。そういうモデル地区においてもなかなか当初はそういう意識というかを持っていただけなかったんですが、今般、そういったものが整ったということで御理解をいただけたらと思います。

中面幸人委員

参考にまでですけれども、田代地区がすでに下田代地区自体完了と形で終わっておりますけれども、聞いてみればですね、案外、施工についてもそんなに難しくなかったよ、こいだったら私たちが請けて回るよというぐらいにですね、そのように言われますのでぜひ今後取り組まれる地域につきましては、すぐにやっぱり現地を見ていただいて早急な取り組みが必要かと思いますのでよろしくお願いします。

野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

鳥飼光明委員

12ページですね、5目の15節の工事負担金の中で集落道路工事があるんですが、一般的には都市建設課かでやる工事ですよ、どういう意味で集落工事をやるのか、折口のどこですかこれは。事業名がわからんもんで。

内園由幸農政課長

これは中山間地域総合整備事業で折多の活性化施設の建設の予定地から、今の青陵会ふたば作業所のあそこの部分の、今農道ができてます部分から国道に通ずるあの接点を今回中山間地域総合整備事業で集落道路を認められているものですから、事業施工しようとするもの

です。

鳥飼光明委員

活性化施設のオープンは大体いつの予定ですか。

内園由幸農政課長

活性化施設の建築工事につきましては、今年度25年度の年度末をもって完了の予定で県と鋭意作業を進めているところです。

野畑直委員長

ほかにありませんか。

大田重男委員

先ほどの中面委員と関連しますけど、ことし248万6千円なんですけど、防護柵としてことしは何キロ、キロ数はわかりますか。

内園由幸農政課長

槇之浦地区と田代地区、尾崎地区この3地区が今モデル地区として指定しているわけですが、田代地区は24年度末で完了しておりますので、25年度の分でいいますと、槇之浦西地区が全体計画としましては6、934メートルの延長の全体計画の中で、25年度がほぼ半数ぐらいの3、360メートルを計画しているところでございます。これはワイヤーメッシュ柵になります。尾崎地区が全体計画が18、964メートルのうち25年度の計画としましては、2、951メートル。これを金網柵で計画をされているところです。

大田重男委員

この計算からすると、なんか3カ年計画でやるような話も聞いたんですけど、それは間違いないですか。

内園由幸農政課長

当初ですね、先ほど言いました田代が完成しているんですが、これはワイヤーメッシュ柵といって単価が安いんですが、そいだけ強度といいですか、ちょっと弱いということで尾崎地区も当初その3カ年計画がワイヤーメッシュ柵で計画されてたんですが、実施の協議に入りました地域との段階で、ちょっとそれよりワンランク頑丈な金網柵でしたいということで、当然、金網柵でしたら単価が上がるものですから、その分だけさっき言いました延長が短くなってきたということで、当初の3カ年計画で終わらせたいということで、次年度以降の国への予算配分とのからみもありますが、阿久根市としては3カ年の計画で要望していきたいと思いますので、あとは次年度以降の予算配分次第ということになるかと思います。

大田重男委員

あとですね、お願いなんですけど、尾崎地区でもですね、集落の人たちじゃなくて事業者の方々がやっているんですよね、ボンタン。だから、この前お話しして尾崎地区もこうしてやりますよと。そしたら、その事業主がそこも従業員たくさんいらっしゃいます。ぜひとも一緒に協力してもらえんだろうかという話でしたから、その辺も一応地区の人にもですね、お話ししてやってください。そこは若い従業員がものすごい多いんですよ。だから尾崎地区もやっぱり尾崎地区と一緒にぐらいで高齢者が多いです。だから大きな力になると思いますから、その辺は考慮してもらえたらと思ってますから。以上です。

内園由幸農政課長

実施段階でおきましては、今事前の協議が整いましたので実施段階でまた設置の方法等、具体的に地域と協議をしていく中でそういった部分についても地域のほうにこちらのほうから御提案さしていただいて、こういうお話もありますということで情報提供といった形で、どしどしそういった形で参加していただければ、市としてもありがたいなと思っております。

野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

中面幸人委員

13ページの6款1項5目、19節のですね、県営農地整備事業で1,230万円計上してありますが、路線名がちょっと聞き取れなかったのでゆっくりと説明していただけないか。

内園由幸農政課長

大変失礼しました。県営農地整備事業で実施ますところの3路線につきましては、一つが園田内田線、赤瀬川本線、牧内桑原城線の3路線を計画しているところでございます。

中面幸人委員

路線名でわかりにくいんですけど、地区でですね、牧内地区なんかで相当昔から要望されている箇所があるんですが、この赤瀬川本線というところはどの辺になりますかね。

内園由幸農政課長

西園補佐のほうから補足して説明させます。

西園善信課長補佐

赤瀬川本線は、赤瀬川のタイセイ工務店を御存じでしょうか。あそこを起点としまして、大尾のほうに上がっていきまして鶴翔高校とマキオの自動車スクールのあの中を通りまして、それから、牧内の十文字までということで延長的にはなっております。そういうことです。

中面幸人委員

あと、牧内桑原城線を教えてください。

西園善信課長補佐

牧内桑原城線は、牧内の十文字から今の電波基地がありますあの横を、ぼくしん舎横を通りまして、今の中央線までという形になってます。それから、園田内田線ですけど、司クレーンのちょっと先からですね、大尾のほうに行くあれがあるんですが、そこを通りまして今の牧内桑原城線と十文字しまして、そいから野村のバッティングセンターがあるんですけど、そこの横を通って、中央線内田までというその路線になります。その3路線です。以上です。

中面幸人委員

了解しました。

野畑直委員長

12ページの農地費の中の18節備品購入費、折多活性化施設の厨房用機器類1,500万円について、もう少し具体的に説明いただきたいのですが。

内園由幸農政課長

厨房機器の内容について具体的にということでございました。これにつきましては、折多地区内の活性化施設内に加工施設の機材器具等の購入をしようとするものでございまして、予定しておりますのが、味噌の関係で言いますと蒸し器とか圧力釜、そういったものがあります。ジャム、ジュース類これにつきましては、釜とか洗瓶機とかボイルタンクといったもの等が主なものでございます。それと米加工ということで、米加工につきましては、製粉機とか高速度のミキサーとかオーブンとかいったものを備えようとするものでございます。その他としまして、ガス炊飯器、冷凍冷蔵庫、真空包装機等がございまして、その他の機材として、シンク、置台等を設置しようとするものでございます。項目的にはそういったものでございます。金額等はよろしかったでしょうか。

[松元薫久委員「金額はいいです」と発言]

松元薫久委員

味噌をつくるにしてもですね、結構な、ああいう大きい釜みたいなものを僕も見ただことがあるんですけど、結構な値段はするんだと思うんですけど、1, 500万円で小さい額じゃないんですよね。これ当然、これを活動されるグループがあってその要望を取り入れたという、最終的に備品購入も味噌もジャムも米の加工もという判断はどこら辺で決定するものだったんですか。活性化施設の委員会みたいなものがあるって、その中で決められたのでしょうか。

内園由幸農政課長

御指摘のありましたとおり、活性化施設の建設委員会というのを立ちあげておりまして、これは折多地区の集落、10集落あるんですが、その10集落から建設委員を各地区から選出していただきまして、その方々にお集まりいただく建設委員会の中で、論議して決定してきたというものでございます。要望等、所在については補足して西園補佐のほうから説明させていただきます。

西園善信課長補佐

厨房というか加工施設の備品につきましては、やはり、こういう加工、味噌、ジャム、ジュース、米加工ということですので、専門の方に意見を聞かないとわからないということで、もちろん、地元の建設委員、使用する生活研究グループの方を含め、出水普及所の方の意見、アドバイザーとして、京田さんですかね、協本の。生活普及員だったんですけど。そういう方も一緒に交えて十何回、どういう備品が必要かというのを協議してですね、決定したという経緯があります。以上です。

〔松元薫久委員「了解」と発言〕

野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第58号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（農政課 退室）

（水産林務課 入室）

野畑直委員長

次に、議案第58号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬則浩水産林務課長

それでは、水産林務課が所管します平成25年度一般会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。それでは、歳出について説明いたします。予算書の13ページをお開きください。6款2項2目林業振興費の110万円は、電源立地地域対策交付金の増額補正に伴い、一般財源から国県支出金へ財源組みかえするものであります。3項2目水産業振興費、18節備品購入費の補正額609万円は、急速冷凍機1台と真空包装機1台を購入しようとするものであります。今回の購入により、これまで市が設置した加工用機器類との複合的な活用が可能となり、漁協女性部や地域の水産関係者による新たな加工品づくり及び水産振興センターにおける、魚おろし体験等の魚食普及を支援しようとするものであります。次に、歳入について御説明いたします。予算書の9ページをお開きください。14款2項5目農林水産業費県補助金、3節水産業費補助金152万5千円は、先ほど歳出で説明しました急速

冷凍機等の購入について事業費の4分の1、150万円を地域振興推進事業補助金として、また、藻場・干潟等保全活動支援推進交付金の内示に伴い、2万5千円を増額補正するものであります。以上で水産林務課所管の補正予算説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに担当係長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

松元薫久委員

急速冷凍機ほかという13ページの備品購入費に関して、新商品の開発というふうな説明を本会議場でいただいたんですが、今現在どういうふうな商品ができあがっているのか、わかりでしたら教えてください。

大石直樹水産係長

松元委員のほうにお答えいたします。現在ですね、漁協の女性部、あと仲買の方、加工業の方といろいろな商品開発について話をさせていただいてます。その中で出てくるのが、ここ数年、商談会のほうにいろんな方を連れて一緒に出てますけど、そこでいろいろなバイヤーと意見交換をさせていただく中で出てくるのが、魚を使った場合に廃棄率が非常に高いという問題が出ています。廃棄率というと購入した魚を使えなくなって捨てなきゃならないということですね。特に居酒屋、飲食店では魚一匹まるごと買ってもお客から注文がなければ、捨てなきゃならないということが非常に多いと、その中で出てくる意見としては、刺身として一人分ずつ分けて冷凍して送ってもらえたら非常に使いやすいと。そうすると、廃棄率がほぼゼロになり、非常に効率が上がるということで意見が出されてまして、今回このような特殊な冷凍機を購入して活用することで、そういうのにも対応できるだろうというふうに思っています。それと、現在いろいろな加工品ありますけれども、塩分濃度が非常に強すぎて一般消費者から敬遠されているのが現状です。阿久根の商品というのは非常に塩分濃度が強すぎるということで、なかなか購買意欲がないといえますか、なかなか買われておりません。そこで、特殊な冷凍装置を使って干物をつくるということができるようになっております。ひらきをつくって流通させるということも可能になっていますので、そういうのをつくって流通させたいと思っております。以上です。

松元薫久委員

今の説明ですごくわかりやすく、大体わかったんですが、特殊な冷凍機というと身を傷めないような、何かテレビで見たことがあるんですけど、臓器移植用の冷凍技術があってそういうものを、指宿がどっかだったと思うんですけど、魚の冷凍に使うと全く鮮度を保ったまま冷凍できるというふうな、それではないんですよね。

大石直樹水産係長

今、おっしゃられたものは、CAS（カス）と呼ばれる冷凍技術だと思います。臓器移植のために開発された技術なんですけれども、実際にはマグロだとか牛肉だとか豚肉だとか、高価に扱われる冷凍品をするのに非常に有用だといわれていますが、設置する場合に施設が非常に大きくなるということと、設置費用が非常に高いということ、それとランニングコストが高いということで、現在ではなかなか普及しておりません。今回購入するもの、小型のもので、1回に処理するのが10キロ未満、かなり高価な食品というか、阿久根ではなかなかありませんので、例えば、キビナゴのひらきだったり、ミズイカのひらきであったり、干物をつくったり、刺身をしたりというような小振りなものを冷凍するのに非常に向いているというもので、アルコールをマイナス30度以下に冷やしておいて急激に冷やすという装置です。

[松元薫久委員「了解」と発言]

中面幸人委員

今、説明を受けてですね、例えば、こういう機械を買いますよね、例えば、農業にしても農産品にしても、海産物にしてもですね、言わば阿久根ブランドという取り組みですね、これにももちろん市長の公約とかその中にもあると思うんですけど。今、話を聞いてですね、当然こういうところで研究していきながら、そういうのをブランド化を研究していかなければならないと思うんですけど、例えば、これは阿久根に水産研究会ありますよね、あのグループの市における立ち位置はどういうところにあるんですかね。

大石直樹水産係長

これまでですね、お魚まつりを主催したり、月1回の朝市を開催したり、いろいろな水産関係のイベントにも協力してもらっている団体です。現在では、商談会の中心的なところになってまして、水産研究会が呼びかけて市内の水産関係の業者をまとめて商談会に出展ということをしてれています。そこですね、実はこの冷凍機の購入を考える前にデモ機ということで業者さんから借りて2回試験を行っています。いろいろな食材を持ち込んでもらって冷凍してもらって、いろんな商品をつくってもらってシーフードショーにも持ち込んで評価を、いろんなバイヤーからも聞いていますが、非常に効果があるという判断で今回購入というのを考えております。水産研究会もですね、小さな事業者ですので、いろんなものをつくりたいという思いはあるんですけど、なかなか自分で購入することができないというところがあります。それと今年度の事業で、水産庁の補助事業なんですけど個々の事業者に補助事業として、いろんな機材を買う場合に50パーセント補助しますという事業があります。それも現在水産係のほうでとりまとめをして、国のほうへの申請等も終わらせておりますので、そういうところも様々な事業を活用しながら今後も地域の水産業振興のために活躍してくれるグループだというふうに考えてます。

中面幸人委員

今、早瀬課長のほうも商工観光課から水産林務課に異動されてですね、取り組み等がよくわかっていると思うんですけども、今、観光連盟というのも組織されて動き始めておりますけれどもですね、いろんな情報をですね、いろんな情報が、例えば、みんなに平等とか公平とか公正とかいう形で伝わっていないような意見も聞くんですよ、例えば、いろんな県からの、県から例えば、いろんな例えば、出展依頼があったりとか、なんかそういうのとかありますよね、なんかそういうのが、県も含めていろんなところが。それを例えば、加工業者も何社がありますよね、それぞれの加工会社で努力しながら素晴らしいものをつくってらっしゃるのであるんですけども、やはり、これはやっぱりまとまって、例えばさっきから阿久根のブランドというのを言うておりますけども、やっぱり、情報を全員にわかっていたいた上でそういう取り組みを今後は進めていかないとですね、なかなか、私が聞くところ不満を聞くところがありますからですね、ぜひ、業者側としてもですよ、ああいういろんな組織づくりをしてもですね、やはり、全体的にやっぱり公平に情報等も示されるべきだと思いますのでですね、今後、せっかくこうして新しく組織も組織されていくわけですから、特にまだ素晴らしい水産資源もあるわけですから、ブランド化に取り組むですね、考え方としてそういうところからやっぱり各業者がまとまらなければ、私は当然始まらないと思いますので、その辺あたりをですね、今後考えていっていただきたいと思います。

野畑直委員長

ちょっといいですか。議案についてですね、希望とかそういうのはわかるんですけど、今回は議案の調査ですので、冷凍庫の購入について周知徹底されてるのかとか、そういう聞き

方をしてもらったほうがいいのかなというふうに考えますので、意見があって大石係長が発言をしてもいいですけど、その件については、また別の機会にですね、今回の冷凍庫、こういう設備についてどういうふうな徹底しているのか、公平になっているのかとかいうような聞き方のほうがいいのかなと思いますけど。

中面幸人委員

私はこういういい機械を買われるわけですから、その使い方について言っているわけですから、別に関連していると思いますので。

野畑直委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:51 ～ 11:54)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会に戻します。

[「なし」と発言する者あり]

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第58号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(水産林務課 退室)

野畑直委員長

午前中の審査を中止します。午後はおおむね1時からとします。

(休憩 11:55 ～ 13:00)

(都市建設課 入室)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。次に、議案第57号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松義行都市建設課長

それでは、先の本会議におきまして当委員会付託になりました、議案第57号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。今回の条例改正の主なものは、番所丘公園におけるグラウンドゴルフ場の改修に伴い、同施設を有料公園に追加するとともに使用料を定め、あわせてパターゴルフの使用料を変更するものであります。主な改正事項につきまして、別表第1は、番所丘公園の有料公園施設にグラウンドゴルフ場を追加するものであり、別表2は、パターゴルフの使用料を小・中・高校生が1ラウンドにつき300円から150円に、大人が1ラウンド500円から250円に変更し、また、新たにグラウンドゴルフの使用料を小・中・高校生が1ラウンドにつき50円、大人が1ラウンドにつき100円、団体料金としまして大人15名以上の団体に対して、大人1ラウンドにつき一名80円と定めるものであります。最後に、附則は、この条例の施行日を平成25年10月1日と定めるものでございます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願い

いします。質疑に対する答弁は、課長、附則の場合は担当係長が行ないますので、よろしくお願ひします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

石澤正彰委員

本会議のときに、ホールイワンに認定証か何かを出すとかいう話がありましたね、それはどういふ、団体戦があつたときとかそういうことですか。そこら辺を教えてください。

飛松義行都市建設課長

これにつきましては、大会を開催をいたしまして大会でホールイワン等が出たときには、協会からそういった景品が出るとこのように聞いています。

石澤正彰委員

協会から商品は・・、別にいいんですけど、阿久根市が認定証を出すわけですか。

飛松義行都市建設課長

阿久根市としては、グラウンドゴルフ場が認定ゴルフのゴルフ場ございまして、そのホールイワンについては、阿久根市は商品等については歳出をしないということで、あくまでも協会ということになっています。

石澤正彰委員

商品は別に阿久根市の認定コースであるから、だから、出す必要はあるかと言へば、そういうことはないというふうには認識をしておるんですよね。ただ要するに認定証を出すのか出さないのか、出すのであれば阿久根市なのか、そうでなくて指定管理者なのか、じゃなくてゴルフ協会なのか、どうなんですか、そこら辺は。

飛松義行都市建設課長

これにつきましては、先ほど申し上げましたように申請はグラウンドゴルフ協会のほうに申請するという事になっております。それから、日本グラウンドゴルフ協会、鹿児島県グラウンドゴルフ協会、そういったところから出てくるものと考えております。先ほどホールイワンと申し上げましたが、大会につきましては3回ホールイワンが出されたときにダイヤモンド賞ということで、ホールイワンということとなっております。

野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

竹原恵美委員

議会でも出ましたけれども、課金のことなんです。金額設定のことなんです、まず、日本グラウンドゴルフ協会のホームページなんかを見ると時間設定も2時間だとか、または1日フリーでという課金が多いんですが、ひとつはまず、今回1ラウンドという表現をしたものは何を対象にして適正というものにしたんですか。

飛松義行都市建設課長

この1ラウンド、時間制といろいろと分けてきたわけなんです、これにつきましては、例えば、大会、例えば、3名で来られても途中で終わったりすると、時間になりますとですね。例えば、1時間の使用料ということで発生しますと、一人がまだプレーが終わっていない途中で終わるという問題が発生しますので、そういうことから1ラウンドということで大体決めております。

竹原恵美委員

それでは、違ふ方向から。時間ではなくラウンド、ラウンドが1ラウンドでまず入場されて、そのまま続く、2ラウンドなり続くという可能性はないんですか。

飛松義行都市建設課長

それについては、参加される方が1ラウンドにされるのか、2ラウンドにされるのか、そこらはちょっと把握はしておりませんが、ある程度3ラウンド、2ラウンドから3ラウンドと大会等はなっておりますのでございます。それについては、認定の、先ほど申し上げましたように認定のグラウンドゴルフ場でそういったホールイワンがあった場合については、いろいろ先ほど申し上げましたようにダイヤモンド賞ということが出るんですが、3回にやるにしても多目的広場、それからお祭り広場こういった施設では無料になっておりますので、そういうものの組み合わせを含めての大会にしていられると、このように考えております。それから、10月1日にですね、今、開場記念ということで大会をしておりますが、約60チームを予定として検討しております。協会と今協議中でございます。それについてももちろん、300人が1コースをですね、回りきるということはございませんので、多目的、そういったこと併用しながら回っていくと、このように考えております。

竹原恵美委員

試合だけで利用であれば、それは何の問題なくラウンド数はきちっと決定できて、それだけの課金先に、先という、はっきりといただけるんでしょうけれども、普通に自由に参加型、いつ来てもこの課金で参加をスタートさせたときにモラルではありますけれども、ちゃんと1ラウンドで入って入場いただいたものが、2ラウンド3ラウンド遊んでしまいう。これ平等性を欠いてしまうので、何かそこには対策というか、できる可能性があるんですか。

飛松義行都市建設課長

今現在、指定管理者とそこらについては、協議中でございますが、確かに時間ということのあれもあるんですが、1ラウンドということについては、いろんな名札でも色でわかるようにですね、そういったところで管理していく方法を今協議中でございます。確かに竹原委員がおっしゃるような一人の方がパターゴルフもそうなんでしょうけど、パターゴルフの場合は、最終1ラウンドの回ったときにボールが落ちていくようになっているわけですね、ボールがなくなるように。グラウンドゴルフの場合は、そういうわけにはいきませんので、そこら辺についてはですね、1ラウンドということではしっかりと確認をしてそこら辺については不正のないように指導していきたいとこのように考えております。

竹原恵美委員

通常は8ラウンドというラウンド数というのがあるらしいんですけども、8ホールというのが通常らしいんですけど、何ホールですか。

〔飛松義行都市建設課長「8ホールです。認定の中でそれは決まっております。その中で8ホールの中に」と発言する〕

飛松義行都市建設課長

8ホールの中にですね、例えば、50メートルのコースが何カ所、20メートルが何カ所、そういう方向で決まっておりますものですから、そういう中でセッティングしております。

〔竹原恵美委員「わかりました」と発言〕

石澤正彰委員

グラウンドゴルフをおやりになっている方は、たくさん聞いたわけじゃないですが、1ラウンド8ホールですね、小中高生は50円だと。これを大人も50円にしてもろたらどうでしょうという話が出ました。私、今さっき言いましたけど、ホールイワンで認定書を出すという話やったものやから、認定書を市が出すとやどこが出すとや知らんけども、欲しい人は1枚500円でもらうようにしたらいいんじゃないですかという案がでましたよ。要望もひっくるめて出しましたけど。

飛松義行都市建設課長

確かにですね、認定のグラウンドゴルフ場ということにつきましてもですね、認定がされてないグラウンドゴルフにおいても私はプレーをしたことがあるんですが、長々とプレーをすることがあまりないものですから、今後そこの石澤委員が言いましたことについては、十分今後の協議課題として、やはり、交流人口をやはり伸ばすための、やはり一つの施設だとこのように考えておりますので、そこらも十分踏まえて上で検討していきたいとこのように考えております。

[石澤正彰委員「お願いします」と発言]

野畑直委員長

ほかに質疑は。

濱崎國治委員

今、ホールインワンをした認定書の話が出ましたけど、通常の場合ですね、1チーム5人とか参加すればですね、何回も出るんですよ、通常のコースではですね、ホールインワンが。それに対して、いちいち認定証を交付しとったら事務的の面でも煩雑だと思うんです。その辺は検討してあつとですか。

飛松義行都市建設課長

我々もですね、まだ認定があのコースでどれくらい出るのかという予定もしておりません。確かに大会の中で5、6人。それからいろんな人数はあるわけなんですけど、そこらについてはですね、ある程度コピーをしながらでもある程度できるのであれば、プレーされる方はもちろん喜ばれるわけなんですけど、そこらについてももう少し調査をさせていただきたいとこのように考えております。

濱崎國治委員

それから、ゴルフ場の管理についてお伺いしたいんですが、本会議では認定コースであったら芝は3センチ以上はしないようにという、3センチ内で収めなければいけないという答弁をされたんですが、芝管理が非常に大変だと思うんですね。そこで、芝の管理にですね、大体年に何回切らないかとか、芝の間から雑草も生えて来るんですね。非常に手間がかかると思うんですけど、その辺の状況はどう予想してらっしゃいますか。

飛松義行都市建設課長

いろいろと芝の管理につきまして、管理委託のほうでもいろいろ協議をしてまいりました。そういうのをいろいろな料金等にも反映されてると思うんですが、確かに濱崎委員がおっしゃるように芝は大体3センチぐらいでということで、今目標を考えております。そういう中で芝をですね、春先いろいろ伸びてくるものですから、伸びてくると今度は玉が転がらない。いろんなそのいろんなそういうのがありますので、3センチ以下に大体押さえていったらどうでしょうかという話で協議をしました結果、週に2回ぐらいはやはり刈らなければならないだろうということで、やはり年間80万から100万の肥料代、それから除草剤、雑草を殺す除草剤ですね、そういったのを含めたときに80万から100万円ぐらいは経費がかかるこのように聞いております。

濱崎國治委員

私はですね、今一番懸念するのは、芝管理なんです。特に梅雨時から夏場にかけてですね、芝はどんどん伸びるんですね、1日1日伸びる状況でこれは芝管理が一番特に認定コースでしたらその辺の管理というのは厳しく求められるんでしょうけれども、今、80万から100万、これはあくまでも除草の、いわゆる農薬代といいますかその費用と肥料代ということでこういう結果ですか。それとも例えば、人手でこうするわけでしょ。芝刈機があると思う

んですけど、その大体回数というのはどんくらいせないかんかというのは、予想は立てていらっしゃるでしょうか。

飛松義行都市建設課長

先ほど申しましたようにですね、確かに冬場は芝というのが枯れていくということと、それから利用頻度が多くなるとですね、人が踏んでいくもんですから、そういったところではいろいろと刈る回数もあまりはつきりとはわかりませんが、確かに春先から夏場にかけては年に週に3回は刈らねばいかんだろうと。その草の除草、芝刈り機による除草、それから追肥、そういった問題を含めてを約80万から100万ということまでうけております。

濱崎國治委員

これには当然、例えば、1ラウンド幾らとすれば、その管理も受付業務も集金の業務もそれからさっき出たように公平にするためには、確かに1ラウンドしたのか、2ラウンドしなかったのかですね、その辺の把握というのもかなり今度は業務量が増大してくる可能性があるんですね。その辺についてのいわゆる指定管理者との料金、指定管理料ですね、もう走ってますから、もちろん指定管理者ですので利用料については指定管理者に入るわけですけども、その辺の指定管理者との関係とかそういうのはどう思ってますか。

飛松義行都市建設課長

先ほど今まではですね、公認にする前は芝が一部残っただけで、あとは土だったわけですね、大体が。それで無料でした。今回、芝を張るということで指定管理料の問題で年間団体客入れて100円としたときに、今のところ1万2千人ぐらいがグラウンドゴルフをされにくるという報告を受けております。そういう中で公認コースを使った場合については、目減りは（聴取不能）っていくんではと思いますが、そうしたときに、ちょうど維持管理費がペイになるんじゃないかということである程度資産もしております。

野畑直委員長

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

これを実行した場合に10月1日からなんですけど、夏のころからできあがっているの、幾らか開放するという話を窓口で聞いたように思うんですが、今の利用状況、環境の変化はどのようになってますでしょうか。

飛松義行都市建設課長

本来ならば、6月議会にですね、提案をして認定をするという予定でありましたが、認定のほうで鹿児島県のほうに送ってあったわけなんですけど、ちょっと遅れてまいりまして、現在、認定につきましては8月22日だったと思いますが、全国の審査会が中央でありました。これの審査を受けまして8月22日だったですかね。8月22日に認定書をいただきました。これにつきましては、認定書は認定番号と認定されたという文書が来たのですが、これについては、お金もですね、登録料がいります。5万円。それを振り込むのが25日ですので、それが来た段階において認定書は早急に速達で送るということになっております。それから、芝の管理等につきましてはですね、今現在10月1日にグラウンドゴルフの大会を行うということで、今協会ときょうもこのあと会議をするようになっています。それで今現在、芝と雑草も生えておりましたので、それらについて現在、1年間と過誤義務ということで全業者が今現在刈り込みを行っている。これについては、砂を入れまして再度ローラーで踏んで、それから今月の末に阿久根のグラウンドゴルフ協会の会員の方々も視察をした上で完了ということで、大会ができるというような状況であるのか、そこらを確認させていただきということで今現在進んでおるという状況でございます。

竹原恵美委員

今まで開放をしていましたでしょうか。利用は。

飛松義行都市建設課長

開放しておりません。

竹原恵美委員

これ要望なんですけども、10月1日からということですが、日本グラウンドゴルフ協会ホームページだとか阿久根市のホームページだとか情報発信の、早急にもできる部分、これから計画的にどんどん出していく部分を早め早めに取りかかりをお願いします。以上です。

石澤正彰委員

グラウンドゴルフ協会の阿久根の方たちがですね、役員の方たちがこの間の本会議のときはいいんじゃないのということだったと、でも役員の中にもいろいろあるということで聞いています。もう一度私がお聞きしたいのは、阿久根市民、市外からお越しになる方との差は付けないのですか。

飛松義行都市建設課長

料金設定につきましては、市内市外を問わないと差を設けてはならないということで条件の中に入っております。

[石澤正彰委員「了解しました」と発言]

野畑直委員長

ほかに質疑はありませんか。

濱崎國治委員

それから、ちょっと忘れましたので、教えて欲しいのですが、グラウンドゴルフ場の整備にですね、設計委託を含めてどんくらいかかるとですかね。

飛松義行都市建設課長

約1,500万程度かかっているとこのように考えております。委託料を含めてですね。

濱崎國治委員

委託料、整備工事料含めて1,500万ということですか。

[飛松義行都市建設課長「約ですね」と発言]

野畑直委員長

ほかにありませんか。休憩に入ります。

(休憩 13:23 ~ 13:26)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第58号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

飛松義行都市建設課長

それでは、先の本会議におきまして委員会付託となりました、議案第58号、一般会計補正予算(第4号)のうち、都市建設課所管のものについて御説明いたします。まず、はじめに5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正の追加であります。上から2行目、市

道舗装事業につきましては、中央線（鶴川内）舗装事業、折口本線舗装事業、上原桐野線舗装事業の全体事業費から国庫補助金を差し引いた、残額の2,820万円を起債で対応するための限度額を定めたものであります。なお、この事業は社会資本整備総合交付金事業であり、国庫補助率は60パーセントでございます。次に歳出を御説明させていただきます。補正予算書の13ページをお願いいたします。第8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費についてでございますが、これは財源組みかえによるものでございます。当初、電源立地地域対策交付金を充当する予定でございましたが、市道舗装事業債を充当することとしたものでございます。

次に歳入を説明いたします。予算書の10ページをお願いいたします。20款市債1項市債7目土木債、1節の道路橋りょう債2,820万円は、歳出の項で説明したとおり、道路維持費について当初、電源立地地域対策交付金を充当する予定でございましたが、市道舗装事業債を充当することとしたものであります。路線といたしまして、先ほども申し上げましたが、中央線（鶴川内）、折口本線、上原桐野線の各舗装事業でございます。なお、市道舗装事業債は、充当率90パーセントでございます。以上で説明を終わりますが質疑に対する答弁は課長。不足の場合は、担当係長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

野畑直委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

よろしいですか、質疑はありませんか。

〔「はい」と発言する者あり〕

なければ、議案第58号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（都市建設課 退室）

野畑直委員長

各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。

石澤正彰委員

公認に認定されましたよね、そのグラウンドゴルフ場を見学さしてもらえないかなと思います。

野畑直委員長

今、グラウンドゴルフ場の現地調査ということです。ほかに。

大田重男委員

今の話では、まだ整備をやっている状態じゃなかったですか。

〔複数人発言する者あり〕

この前、私も一部は見に行ったんです。そのときはちょっとよくなったんだけど、もう完全に終わったんですかね。今、29日に向けてまた何とか整備をしてとか。

野畑直委員長

この件については、執行部の説明を聞くと25日に振込をすると、認定コースにもう調査も終わって5万円振り込めば、もうなるんだということで10月1日のオープンを目指してやっているの、私は完成しているというところで考えております。ほかにありませんか。

休憩に入ります。

(休憩 13:32 ～ 13:33)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。現地調査についてほかに意見はありませんか。

中面幸人委員

先ほど話の中で出ましたように自分たちの所管する課の事業ですのでですね、ぜひ現地調査をお願いいたします。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

野畑直委員長

それでは、異議なしということですので、グラウンドゴルフ場の現地調査について実施することに決しました。現地調査についてどのようにいたしましょうかね、今から行くのか、それとも後日行くのか。

濱崎國治委員

今からでしょう。審議する前のほうがいいんじゃないですか。時期的には。条例の。ということを考えますが。交通手段の準備とかあるんでしょうけど。

野畑直委員長

休憩に入ります。

(休憩 13:34 ～ 13:38)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それでは、ただいまから現地調査を行います。現地調査の場所は、議案第57号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。それでは、今から現地調査に出発します。

(番所丘公園へ現地調査 13:39 ～ 14:28)

野畑直委員長

現地調査前に引き続き委員会を再開いたします。各課の審査が終わりました。ここで各委員の御意見を伺います。意見はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と発言する者あり〕

それでは、議案第54号、阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第54号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第56号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

松元薫久委員

反対する立場で討論したいのですが、もう一度、グラウンドゴルフの利用料というのは、考えたほうがいいと思うんですね。修正できるなら修正して、委員会から出してもいいんじゃないかと。道具の使用に使用については有料で貸し出しているというふうな執行部の説明があったんですけども、

〔「無料ですよ」と発言する者あり〕

道具が無料という説明が本会議の中であったんですけども、道具を有料にするとかですね、確かに今、現地を見に行き行って芝の管理等、大変だろうなとは思いますが、実際に1ラウンド100円という、団体で一人に月80円という金額で利用者があんまり伸びないと、またそれも問題なのかなと思うので、利用料について委員会で修正してもいいのかなというふうに考えているんですが。

濱崎國治委員

私は原案のままでですねして、それから、確かに利用料はですね、低くすれば低い、あるいは無料であれば、それなりには思うんですが、今後の管理の状況等を考えればですね、一応、例えば、グラウンドゴルフについては、1ラウンド100円というので可決して、その後、状況を見て一旦利用してもらったその後ですね、数カ月あるいは1年経って状況を見て、やはり、これは割高だよなとかそういうのでですね、また改めて当局にお願いするとして、私は今回はですね、この案のままで採択して欲しいなという気がいたします。意見としては、今後、見直しも含めてするけれども、今回はこれでというそういう意見です。

野畑直委員長

ほかにありませんか。

石澤正彰委員

松元委員が発言をしてくれましたので、私も同じく松元委員と同じ意見を持っています。今、濱崎委員から別の意見がありましたけれども、それはそうだと思うんだけど、1ラウンドというか、8ホール回するのに30分ぐらいしかからないわけですよ。5人で回ってもですね。だから、そこら辺はやっぱり、考慮を願ってスタートからせめて50円くらいにしていたら公認コースは市外の人、市内の人で分けることができないそうですから、そのほうがいいのかなと私は思います。

野畑直委員長

ほかに。

竹原恵美委員

利用料は高い安いのことですけども、今の状況では管理費80万から100万かかる管理費が、今の単価付けでペイされるという目標があり、もしやその1年後ですね、今の状態を見て1年後、品質が100円いただくのに見合っていない。または、100円だからお客さんが来ないなど、状況がわかったときに変更をする。今の状態がペイできる状態、この運営として見たときにペイできる状態というのは、一ついい状態があります。単価付けというのが1ラウンドで決めているという、ちょっと違いがありますけれども、これが顧客をどん

だけ失っているかという結果が出てないので、これを否定する理由は今ないと思います。このままで私は賛成です。

野畑直委員長

ほかに。

大田重男委員

私は賛成の立場で言います。実際、自分の知っている公認コースも1ラウンド200円というのがあります。今、行って見ましてですね、芝の管理とかああいう管理費も金額が多くなっているんですね、だから、その中に自分では果たして100円でいいのかという気持ちもあるんです。実際は。だから、今後ですね、100円でスタートしてみまして、それから1年後ですね、状況を考えてやってもらえればと思っています。だから、一応、議案には賛成いたします。

中面幸人委員

私も最初、交流人口をふやす政策として取り組んで欲しいということで、早速こうして予算化してもらってできあがったわけなんですけど、早速、半年ぐらい前からグラウンドゴルフの阿久根の会長さんから高いからということも聞いて、早速、課長と話をしたんですけど、ほかのところのですね、公式公認コートなんかもですね、阿久根が設定している金額以上に高く設定してありますよね。それを考えれば、きょう皆さんも現場を見たと思うんですけど、ほかの地区では、そういう手入れなんかはお金がかかって公式コートを返上されたというところもでているらしいので、長続きさせるためにもですね、この程度の、程度といえば怒られるかもしれませんが、少しは応援していただいてみんなで楽しんでもらうというふうな形がいいのかなと思いますので、濱崎委員が言われたように1年間様子を見て、また利用する人が少なかったりすれば、変更してもいいかなというふうに思って、今回、この形の条例でいいかなと。私は賛成の意見とします。

野畑直委員長

ほかにありませんか

鳥飼光明委員

現地を見させていただきましたけども、維持管理が公認コースは大変だと思うんですね。そういうことからすると、安い、高いは私はよくわかりません。これが高いのか安いのか。しかし、パターのほうを見たらですね。どうも高いような気がするものですから、パターのこの150円が100とか、500円が200円とかこういう改正ができないのかなと。私は自分で川内にずっとテニスで行くんですけど、あそこは100円なんです。午前中で。そういうことを考えると、これを見ればちょっと高いような気がするものですからね。それはまた、今後の課題として一旦やってみて、その後検討すればいいんじゃないかなとこういうふうに思っています。ただ、パターゴルフだけはちょっと高いような気がする。あの状況からみますと。手入れは何にもいらないのじゃないかなと。

濱崎國治委員

今、鳥飼委員から話がありましたが、この際ですね、パターも含めて次回でというのをどうでしょうかね。一旦原案のとおり採択して、それからパターも含めて今回半額にパターはしたわけですので、パターも含めて今後するということですね。

野畑直委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:39 ～ 14:42)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ほかに。

石澤正彰委員

最終的に賛成反対の決をとるとすれば、我々が反対した意見はですね、どうも分が悪そうですから、どうでしょうね、例えば、濱崎委員が言われたようにですね、1年なら1年様子を見て、下げるもありと決着をしてもらえませんか。せめて。どうですか。

野畑直委員長

今、意見を伺っているところでありますので、決定については後また意見を伺いたいと思います。ほかに意見はありませんか。

中面幸人委員

今、松元委員と石澤委員の意見も十分わかりますので、濱崎委員が言われたようなことをですね、委員長報告でですね、意見を付すような、付けるような形で委員長報告をしていただいてすればどうかなと私はどうかなと思いますけど、どうでしょう。

〔「賛成」と発言する者あり〕

〔「それでいい」と発言する者あり〕

松元薫久委員

条例にその旨うたってもらわないと、やっぱり確約として執行部側がどういうふうな対応してくるかというのは、約束がとれないわけですから、条例の制定ですから1年間の時限的な措置というふうな言葉を入れるなり、修正してもいいんじゃないかなと思いますけれど。

濱崎國治委員

これについては、時限的じゃなくて一応これでいってその後、例えば、1年後にまたそれぞれ意見をですね、議員で条例改正もできますので、提案はですね、そういうことで、また産業厚生委員会でも議論していいんじゃないかと思います。

〔「2年間あるわけだから」と発言する者あり〕

そんなときですよ、執行部を呼んで今の利用状況はどうなのかな、利用者の状況はどうなのかなということですね、そういうことで対応できたらというふうに考えますけど。

野畑直委員長

よろしいですか。意見はもう。今の意見をちょっと取りまとめてみたいと思います。まず、石澤委員と松元委員のほうでは、石澤委員のうほうから単価的には50円くらいでという話がありました。松元委員は50円という数字は言っておりませんが、高いんじゃないかという意見でありました。あと、鳥飼委員、濱崎委員、竹原委員、大田委員、中面委員については、原案のとおり可決して、そして、1年後にまた我々の産業厚生委員会で議論して実績をみて、その条例の改正については議員提案でもしたらどうかという意見だったと思いますが、これで皆さん方から間違いがないかよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 14:46 ～ 14:46)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。以上で討論はよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

議案第５７号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

〔松元薫久委員、石澤正彰委員「異議あり」と発言する〕

御異議がありますので、挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます

（各委員挙手）

挙手多数と認め、議案第５８号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔複数人発言する者あり〕

修正させていただきます。先ほど御異議ありの挙手多数のときに、議案第５８号と私がもうしましたけども、議案第５７号でありました。すいません、訂正させてください。

次に、議案第５８号、平成２５年度阿久根市一般会計補正予算（第４号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第５８号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第５８号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５９号、平成２５年度介護保険特別会計補正予算（第１号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第５９号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第５９号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本定例会において、当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

〔竹原恵美委員「異議あり、出来上がりをみせてください」と発言〕

御異議がありますので、挙手により採決いたします。本委員会・・・。

ちょっと、休憩に入ります。

（休憩 １４：５０ ～ １５：００）

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。異議がありますので、竹原委員のほうから異議を申し立ててください。

竹原恵美委員

委員長報告を議場でする事前に、前日なり事前に内容を教えていただきたい、見せていただきたいのが要望です。

野畑直委員長

今、竹原委員のほうから委員長報告について事前に確認をしたいという申し入れがありました。今まで委員長報告については、一任でやってきておりましたけれども、これについてほかの委員の意見があれば申し述べてください。

松元薫久委員

今までですね、毎回この委員会で委員長に一任しますかとい流れで異議ありということで、ちょっと変な空気になりますよね、それはそれで竹原委員の考え方は認めるところではあるんですが、委員会の流れ上ですね、あんまり最後に必ずこれが入るとするのは、よくないと思うんですね。ちょっと流れをきちんとわかっていないと思います。ただ委員長は今まで、あなたの要望には全部答えてきているわけですよ、だから、異議なしという流れじゃなくて、そこは通してもらったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。結局、委員長に見せてくれと言えはですね、見せてくれますから。委員長報告前に。だから、異議があるわけじゃないんですよ、要望を出しているだけです。だから、異議という言葉と要望を混同してたらいけないとおもいますから、しかも、先ほどの休憩中の竹原委員の説明では納得できませんよ。はっきり言って。あなたの検閲を通して委員長、そして委員会全体が何か委員長報告に口を出したいわけですか。そういうのは立場上ですね、委員長がいて副委員長がいて委員もいてですね、一任する以上は各委員全員責任をもって発言をしたものを一任されるわけですから、あなたが先ほど言ったような無責任な立場で委員長に一任しているわけではないわけですからね。まとめを言いますと、ここで意義あるかないかで決をとる意味はあまりないんじゃないかなと思うんですよ。今後、竹原委員には委員会以外の時間できちっと説明して理解してもらったほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。要望と異議が混同してると思うんですけど。

野畑直委員長

竹原委員の一任ということに対する異議だと思いますけれども、決して内容について異議というものではない状態ではあります。しかしながら、委員長としては、異議ありませんかということに対して異議があるという場合には、私は決をとるしかないのかなといふように判断したものですから、今、こういう状況になっているわけでありますので、委員長報告についてあくまでも一任しないという考え方がある人がおれば、どういう形で委員長報告をつくるのかということまで議論をしなければいけないということになると思うんですが、委員の方々はどのように考えられますかね。

濱崎國治委員

そういうことであれば、全員にこういうのをつくりましたが、これでどうですかというのをせないかとですね、竹原委員だけではなくして実際は。そういうことですよ。そういうことでしたら、委員長の報告書の作成、とりまとめというのは大変だと思います。ですから、竹原委員が異議なしということで通して、あとでちょっと報告前に、本会議前にちょっと見せてもらえませんかということでは、それはいいんじゃないかなというのを思います。

石澤正彰委員

濱崎委員が今言いましたけど、私もそれでいいと思うんです。ただね、結局、見せていただけますかという、他の委員が仮に、今は竹原委員ですけど、私が行った場合にね、「石澤さんよかど。」というのは、結局委員長が承諾するかしないかのことやから、私はそれでいいんじゃないかなと思いますよ。

野畑直委員長

ほかには。よろしいですか。

石澤正彰委員

ここでだから、それついてね、決をとる必要はないんじゃないかなというふうに私は思います。

野畑直委員長

再度、休憩に入ります。

(休憩 15 : 05 ～ 15 : 12)

野畑直委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。竹原委員のほうから異議がありましたけれども、委員長のほうにその内容について申し述べたいことは事前に報告をするということで、反映させていきたいと思っておりますので、もう1回委員長報告について御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任されました。

次にお諮りいたします。当委員会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、明日、18日は休会としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

異議なしと認めます。よって、18日は休会とすることに決しました。

次にその他ですが、委員の方から何かありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 15 : 14)

産業厚生委員会委員長

野 畑 直